

飯島町商工会

「いいじま商品券」払い戻しのご案内

平素は飯島町商工会に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、飯島町商工会では、現行の「いいちゃん共通商品券」に移行するにあたり、それまでの旧商品券である「いいじま商品券」の発行を停止し、回収業務を行って参りましたが、この度、旧「いいじま商品券」にかかる全ての事業を廃止することとなりました。

つきましては、「資金決済に関する法律第20条第1項」及び「前払式支払手段に関する内閣府令第41条」の規定に基づき、払い戻しを行います。

下記の商品券をお持ちの方は、申出期間内に払い戻しの手続きを行っていただくようお願い申し上げます。

なお、現行の期限付き「いいちゃん共通商品券」につきましては従来通り使用できます。

◆払い戻しを行う発行者

飯島町商工会

◆払い戻しの対象となる商品券

飯島町商工会にて発行された額面500円の「いいじま商品券(陣屋)」及び「いいじま商品券(いいちゃん)」



いいじま商品券 (陣屋)



いいじま商品券 (いいちゃん)

◆申出期間

平成30年4月2日(月)から平成30年6月29日(金)まで

※上記申出期間に申出されない方は、本払い戻し手続きから除外されますのでご注意ください。

◆申出 及び 払い戻し方法

飯島町商工会にて、現金による払い戻しを行います。

商品券とご印鑑をお持ちの上、飯島町商工会に設置の「払い戻し申出書」に必要事項をご記入いただき、払い戻し手続きを行ってください。(受付時間: 平日 午前9時00分~午後5時00分)

◆払い戻しができない場合

- ・「いいじま商品券(陣屋)」及び「いいじま商品券(いいちゃん)」が偽造又は変造されたもの
- ・「いいじま商品券(陣屋)」及び「いいじま商品券(いいちゃん)」の2分の1以上が滅失しているもの
- ・「いいじま商品券(陣屋)」及び「いいじま商品券(いいちゃん)」の毀損が著しいもの
- ・その他「払い戻し申出書」に不備がある場合

◆本件に関するお問い合わせ先

飯島町商工会 事務局

(平日 午前8時30分~午後5時15分)

〒399-3702

長野県上伊那郡飯島町飯島 1431-4

電話 0265-86-2162

FAX 0265-86-3064

